

経済センサス活動調査規則（抄）

平成二十三年六月十七日総務省・経済産業省令第一号
最終改正 平成二十七年九月十八日総務省・経済産業省令第二号

（調査日）

第四条 経済センサス活動調査は、直前の経済センサス活動調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の六月一日現在によって行う。

（調査の対象）

第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で調査困難地域内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- 一 大分類A—農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 二 大分類B—漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 三 大分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九—その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- 四 大分類R—サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六—外国公務に属する事業所

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査事項等）

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

- 一 名称及び電話番号

（略）

五十三 消費税の税込記入・税抜記入の別

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法及び期間）

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

(表略)

- 2 前項の規定により行う経済センサス活動調査は、実施年の五月二十日から七月三十一日までの間において行う。
- 3 第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。
- 4 第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

附 則（平成二十七年九月十八日総務省・経済産業省令第二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行後最初の経済センサス活動調査の実施についての改正後の規則第四条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス活動調査を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「平成二十八年」とする。